

立川市結婚新生活支援事業補助金交付申請 提出書類等チェックシート

チェックシートで不備がないか確認し、申請書及び必要書類と併せてご提出ください。

■必ず提出が必要な書類

チェック	必要書類・確認ポイント
☐	結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
	☐ 日付は提出日になっていますか ☐ 婚姻年月日は、申請年度の4月1日以降ですか ☐ 夫婦双方の年齢は、婚姻日時点において39歳以下ですか ※年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることに留意ください。 ☐ 夫婦双方の住所（住民登録）は、住居の住所になっていますか ☐ 新婚世帯所得（夫婦の所得合算）は、500万円未満ですか ※貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を控除できます。 ☐ 補助申請額は、1,000円未満を切り捨てた額になっていますか
☐	結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第4号）
	☐ 支払い口座は申請者の口座になっていますか ☐ 婚姻後の氏名及びフリガナになっていますか
☐	補助金の振込先口座が分かる書類（通帳、キャッシュカード等）の写し
	☐ 請求書の口座名義、金融機関等ふくめ同一のものですか
☐	婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は戸籍謄本）
☐	世帯全員の課税・非課税証明書又は所得証明書（直近のもの）
☐	世帯全員の住民票
	☐ 本籍・続柄が記載されていますか ☐ 個人番号は記載されていませんか（個人番号の記載は不要です）

※証明書は原則、申請日から1ヶ月以内の原本を提出してください。

■必要に応じて提出が必要となる書類

チェック	住宅賃借費用申請（必要書類・確認ポイント）
☐	住宅の賃貸借契約書の写し ☐ 名義人は、申請者又は配偶者となっていますか ※住民票と同じ住所の物件である事が確認できること。
☐	住居費を支払ったことを証する書類（領収書等） ☐ 今年度の4月分（当月払い）から翌年3月分までの期間のものですか ☐ 領収書等には、費目（家賃等）の記載がされていますか ☐ 家賃は二人が同居してからの費用となっていますか ☐ 補助対象外経費（駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料等）が含まれていませんか
☐	住居手当支給証明書（第2号様式） ※勤務先から住居手当が支給されていない場合も必要になります。 ※無職の場合は別途無職の申告書を提出（様式はご相談ください。） ☐ 各月の住居手当が記載されていますか ☐ 事業所の「代表者印」が押印されていますか
チェック	引っ越し費用申請（必要書類・確認ポイント）
☐	引越費用を支払ったことを証する書類（領収書等） ☐ 今年度の4月1日から翌年3月末までの期間のものですか ☐ 引越業者又は運送業者へ支払った領収書ですか ☐ 領収書等には、費目（引越費用等）の記載がされていますか ☐ 補助対象外経費（処分費用、レンタカー代等）が含まれていませんか
チェック	住宅取得費用申請（必要書類・確認ポイント）
☐	住宅取得の工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し ☐ 名義人は、申請者又は配偶者となっていますか ☐ 婚姻前に契約した場合、契約は婚姻日から1年以内となっていますか
☐	住宅取得の費用を支払ったことを証する書類（振込の明細書、領収書等など） ※対象経費は建物代のみです。 ※金融機関等からローンを借入れ、住宅を取得した場合は、毎月のローン返済額のうち土地取得分および利子返済額を除いた建物取得分のみが対象です。 ☐ 今年度の4月1日から翌年3月末までの期間のものですか ☐ 支払いには、費目（建物代など）がわかるような記載がされていますか ☐ 補助対象外経費（土地代）が含まれていませんか
チェック	リフォーム費用申請（必要書類・確認ポイント）
☐	リフォーム工事の工事請負契約書の写し ☐ 名義人は、申請者又は配偶者となっていますか ☐ 婚姻前に実施した場合、実施（発注契約）は婚姻日から1年以内となっていますか
☐	リフォーム費用を支払ったことを証する書類（領収書等） ☐ 今年度の4月1日から翌年3月末までの期間のものですか ☐ 領収書等には、費目（リフォーム工事費等）の記載がされていますか 補助対象外経費（倉庫、車庫等に係る工事費、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用、市の他の制度による補助金等を受けている費用等）が含まれていませんか